

## 附属明細書

### 1. 特定資産の明細

特定資産の明細は、財務諸表に対する注記3.「特定資産の増減額及びその残高」に記載のとおりであります。

### 2. 引当金の明細

引当金の明細は、財務諸表に対する注記7.「その他資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項」に記載のとおりであります。